

- 文件 名：关于进一步简便优化部分纳税人个人所得税预扣预缴方法的公告
- 文 号：国家税务总局公告 2020 年第 19 号
- 发布日期：
- 施行日期：2021 年 1 月 1 日起施行
- 链 接：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5159450/content.html>

主要内容

对上一完整纳税年度内每月均在同一单位预扣预缴工资、薪金所得个人所得税且全年工资、薪金收入不超过 6 万元的居民个人，在纳税人累计收入不超过 6 万元的月份，暂不预扣预缴个人所得税；在其累计收入超过 6 万元的当月及年内后续月份，再预扣预缴个人所得税。

扣缴义务人应当按规定办理全员全额扣缴申报，并在《个人所得税扣缴申报表》相应纳税人的备注栏注明“上年各月均有申报且全年收入不超过 6 万元”字样。

本公告自 2021 年 1 月 1 日起施行。

- 文 書 名:部分納税人の個人所得税源泉徴収方法の更なる簡略化と最適化に関する公告
- 政策番号:国家稅務總局公告 2020 年第 19 号
- 公布日時:
- 施行日時:2021 年 1 月 1 日より施行
- リンク:<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5159450/content.html>

内容

昨納税年度の一年間において、毎月(12ヶ月分全て)の個人所得税の源泉徴収を同一法人で行なっており、尚且つ年間の給与報酬の総額が6万元以下であった住民について、その納税人の累計収入額が6万元以下である月は、個人所得税を源泉徴収しなくてよい。その累計額が6万元を超えた月から、年内のそれ以降の全ての月は個人所得税を源泉徴収する。

源泉徴収義務者は規定に従って全員及び全額の納税申告を行い、且つ《個人所得税の源泉徴収申告表》の納税人の注記欄に「前年の全ての月において申告を行っており、年間の合計収入が6万元を超えていない」と明記しなければならない。

本広告は 2021 年 1 月 1 日より施行する。